業務部速報

No. 44

発行 15.10.26

JR東労組 業務部

利用者と組合員の命を最優先し、大規模災害等を回避した基地等の庁舎建設実現に向けた申し入れる回事交渉

第4項 2014 年 12 月 4 日に施行された交通政策基本法に対する基本姿勢を明らかにすること。また、 鉄道関連施設の建設にあたり交通政策基本法3条2項に対する認識を明らかにすること。

2000 交通政策基本法の主旨の認識は?

- 変通政策基本法は国や地方公共団体の責務を明らかにし、交通に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するための法律。
 - ◇我々としては今後の交通政策に可能な範囲で協力していく。
 - ◇法律の有無に関わらず災害への対応は事業者としてやっていくこと。

交通政策基本法

第3条第2項

交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、 大規模な災害が発生した場合においても交通の機能が維持されるとともに、当該災害からの避難のための移動が円滑に行われることの重要性に鑑み、できる限り、当該災害による交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復に資するとともに、当該災害の発生時における避難のための移動に的確に対応し得るものとなるように配慮しなければならない。

新基地により、災害時の交通機能低下の抑制、迅速な回復が今まで以上に良くなるのか?

が交通機能低下という部分と、乗務員区の場所が全て一致しているわけではない。

◇乗務員基地だけでなく、線区全体で考えて対応していく。

第3条第2項の認識は一致するが、磯子の地に当てはめると認識あわず、再検討を要請!

- 第5項 災害発生時に交通機能の低下を抑制し、その迅速な回復に資する災害の発生時における避難の ための移動に対応していくための対策を明らかにすること。
- 第6項 JR 東日本として、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図るための考え方を明らかにすること。 また、関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講じること。

津波訓練がなかなか実現していない!また、現場に活かされていない!

12月14日に京浜乗務員区を集めて、磯子での避難訓練を計画している。

◇いつ災害が起きても具体的行動がとれるように、不断の取組が大切。

避難場所を決める際に自治体との協議はしたのか?周辺企業との連携は?

★機浜市、磯子区と連携し、H25.3.11に磯子で区長、駅長が入り避難訓練をしている。

◇周辺企業も入った「磯子区連携会議」で地震防災対策や情報共有のあり方を議論している。

具**体的な避難箇所など働くものの不安を解消できるほど、連携ができていなく不十分だ!** 第7項 交通政策基本法に基づき、業務に従事する社員の意見を踏まえたリスク軽減策の実施に関する

考え方を明らかにすること。

合社員の意見を踏まえてリスク軽減をおこなうのか?

一般子に限らず、様々な場で意見を取り入れ今後の安全対策に取り入れる。

, ◇磯子についても対策を説明したが、意見を踏まえて安全に、安心にできるよう対策をする。

我々の指摘に対する会社のリスク対策では、不安感が払拭できていない!

命を最優先にした、乗務員基地再編成を実現しよう!!